確認申請フロー

（R5．6）

沖縄建築確認検査センター（株）

建築主・設計者	沖縄建築確認検査センター	消防	省エネや構造計算の適合性判定機関（適判）
●事前調査等 ※申請後の変更がないよう、事前の充分な調査と協議をお願いいたします。 ・チェックシートに基づき書類等作成 ・市町村等で事前調査等を行い、「現地調査票」「調整事項に関する届出」＊1を作成 ・消防と事前協議		事前協議	
●確認申請書の提出 ※申請書及び添付書類については、「確認申請時おける書類･図面等の添付位置について」をご参照ください。 ※「沖縄県建築確認申請等運用要綱」を充分ご確認ください。 **●手数料等のお振込** ※御請求書に振込み内容が確認できる書面を添付の上、FAX 等にてご返信願います。	**●確認申請受理（引受証交付）** ※書類の不備等により受付できない場合もございます。 **●審査開始** （担当者及び確認検査員） ※意匠設備審査と構造審査を審査指針（ﾁｪｯｸﾘｽﾄ）に基づき、各専任の担当者による審査を行います。		
●回答（期限付き）	**●審査結果のお知らせ** ・指摘事項がある場合 ①　「補正等の書面」にて補正等を通知いたします。期限が指定された場合は期限内に回答願います。 ②　期限内に回答できない場合 申請者宛てに「法定通知」を交付し、期間を延長します。		
●適判機関による並行審査がある場合	**●消防同意** 通常審査終了後 （原則、指摘に対する補正が完了した後）	消防審査	適判審査
●適判の通知書（副本）提出	**●消防及び適判判定** 同意後かつ適判適合通知の受理	消防同意	適合性判定
	●確認処理 「確認済証」交付		

＊1 名護市に関しては市各担当者にてサインしたもの。